

【全体概要】

過去の包括外部監査における監査結果及び意見についての是正措置の状況等について

事件の選定：包括外部監査人は、特定の事件について、自らが選定して行う。

包括外部監査人の事件選定

包括外部監査は、地方自治法第2条14項および15項の規定に特に留意しながら実施される。この監査の重要性は、正確性、合規性、3E（経済性・効率性・有効性）にあり、これを基本としている。

- ① 監査対象の外部環境（行政環境、経済環境、他の特別区の調査分析等）および内部環境（大田区の財務内容の分析、各種内部資料の分析等）を十分に把握し、重要性和危険性を十分に勘案して選定する。
- ② 内部環境を把握するために、必要に応じて、長、監査委員、その他の委員会等から、その意見を聴取する。ただし、その決定は、外部監査人自身の判断に基づいて行う。
- ③ 事務の執行の趣旨を尊重するとともに、次の事項に留意する。
 - ・ 重点政策にかかるものかどうか。
 - ・ 産業構造の変化、環境の変化、高度情報化、人口変動、高齢化等の構造的な変化に対応するものかどうか。
 - ・ 公共サービスの提供が「信頼・安定・公正・公平」の観点において高い事項かどうか。
 - ・ 区民が関心をもっているものかどうか。
 - ・ 議会が注目しているかどうか。
 - ・ 監査委員の監査の結果および意見に係るものかどうか。
 - ・ 緊急性を要する事項であるか。

外部監査人と被監査部署との連携の重要性について

外部監査人は、選定したテーマについて、必要な監査手続を実施し、被監査部門の協力を得て監査を実施することになる。監査人は、被監査部署に対し、必要な資料の提出を依頼し、ヒアリングを重ねることによって、監査の【結果】【意見】を提出することになる。

ここで、重要なのが【結果】【意見】の内容について被監査部署に十分説明し事実誤認がないことや、その後の区の【措置】が、監査人が意図した対応となるように十分な意見調整を相互で実施するということである。

包括外部監査の有効利用について

包括外部監査の結果は、包括外部監査の結果報告書として提出され、大田区のホームページで公表される。包括外部監査は、結果報告書を提出すること自体が目的ではない。

結果報告書の【結果】【意見】に対して、行政の長、部局（監査対象とならなかつた部局も含む）、全職員（関連団体等を含む）、そして、議会、議員、関連団体の責任者、職員が監査の結果を熟読し、監査の【結果】【意見】に示された是正事項、意見、提言を適時に検討して、実際の区政の運営に有効利用して初めて、区の予算を投じて包括外部監査を実施した意味がある。

改善すべき事項

【区側の改善すべき事項】

① なぜ改善すべきなのか

包括外部監査人の【結果】【意見】について、全庁的な実質的な対応が適時になされなかったために、業務効率化、歳入の増加、歳出の減少の機会を失っていること

② 改善すべき事項

ア) 包括外部監査人の【結果】【指摘】に対する対応が包括外部監査人の趣旨に合致しているかを検証する部門の設置

- ・ 各年度毎に結果報告書に記載された【結果】【意見】について、措置されているが、包括外部監査人の【結果】【意見】に対応していないものがあること。
- ・ 措置されたとする事項についてみると、実質的には措置されていないものがあること。

イ) 過去の結果報告書の【結果】【意見】の引き継ぎが十分になされていないが、十分に経緯を含め整理保存すること。

ウ) 特定の事件の対象とならなかつた部局の職員は、結果報告書の読み込みはしておらず自らの部局の業務の効率化、歳入の増加、歳出の減少の機会を失っているため、利用についてより一層周知すること。

エ) 【意見】に対応する認識が【結果】より実質的に軽視されているが、区民、行政にとっては、有用な指摘が多いのでより一層留意すること。

オ) 担当部局の職員が外郭団体等の決算書等の妥当性のチェック方法に熟練していないため過大な補助金の交付、委託契約締結の可能性があるため、研修等を検討すること。

【包括外部監査人の改善すべき事項】

以下は、小職にも当てはまる可能性のある事項である。

包括外部監査は、包括外部監査人と補助者がチームとして、選定した特定の事件について監査する。【結果】【意見】の記載については、チームとして事実認定の議論を重ね結論を導き、区民にとって、わかりやすく、行政にとっても有用なものとなるように報告書を作成する。

今回のテーマである「過去の包括外部監査における監査結果及び意見についての是正措置の状況等について」にあたっては、過去の結果報告書を読み込むこととなったが、専門家としても一部包括外部監査人に事実認定、区との調整状況が不十分であったと思われる箇所があった。

よって、区に対する説明については、十分考慮すべきである。

過去のテーマ

年度	テーマ
平成17年度	・ 補助金の財務事務執行状況について ・ 財政援助団体（財団法人 大田区産業振興協会）の管理運営について
平成18年度	高齢者施設の管理運営について
平成19年度	・ 国民健康保険事業について ・ 特別出張所の管理運営について
平成20年度	委託契約（指定管理者制度を含む）について
平成21年度	資産の管理について
平成22年度	・ 負債（債務負担行為を含む）の管理について ・ 人件費（福利厚生等を含む）について
平成23年度	生活福祉課の事業（主として生活保護事業）の事務の執行等について